

税務職員を名乗った詐欺にご注意ください

昨今、「振り込め詐欺」をはじめとした様々な詐欺に関する報道が繰り返されていますが、税務職員を装った詐欺の発生が相次ぎ、国税庁より注意喚起の告知がされていたので、ご紹介いたします。

なお、この税務職員を装った詐欺は、弊社お客様のところでも実際に発生しており、まさに「明日は我が身」となっておりますので、ご注意ください。

事例と対策

① 突然来て、書類を持ち帰る



税務職員を名乗る者が、会社や店舗を訪問し、「〇〇税務署△△調査官」という肩書が記載された名刺を提示したうえで、税務調査と称して、申告書などの書類を持ち帰る。

対策

□ 身分証明書の提示はありましたか？

⇒税務職員が税務調査を行う際は、名刺以外にも**身分証明書を携行**し、調査時に提示することが義務付けられています。

□ 申告書を持ち帰ることは、考えられません。

⇒税務調査は、すでに提出された申告書をもとに行われます。証憑書類や総勘定元帳をはじめとした保管義務のある書類のお預かりは考えられますが、提出している『申告書』と事業所で保管している『申告書』に相違がある等の特殊な事情がない限り、申告書を持ち帰るという事は考えられません。

□ 基本的には、事前連絡があります。

⇒申告書等を当事務所から提出している場合、税務調査の連絡は事前に事業主もしくは当事務所にすることとされています。

② レジ現金を持ち帰る



税務職員が、売上の確認と称して、レジ現金の中身を持ち出す。

対策

□ 差押目録謄本・差押調書謄本等は発行されましたか？

⇒通常の税務調査で、現預金等の財産を差押することはありません。現預金が差押されるケースとしては、国税局の査察調査時に裁判官が発布した「差押許可状」による場合、徴収担当の職員が滞納整理のために行う場合がありますが、いずれにしても「差押目録」または「差押調書」が作成され、謄本が事業主に交付されます。

現金商売の事業所を中心に「事前連絡なしに税務調査が行われるケース」はあり得ます。しかし、「**税務職員**」が事業所に来た際は、**書類等を提示する前に、必ず当事務所までご連絡ください。**